

議案第 12 号

平成 26 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 3 号)について

平成 26 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 3 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

平成26年度 橋本市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成26年度橋本市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度橋本市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業収益	6,455,159	3,436	6,458,595
第3項 特別利益	3,273	3,436	6,709

(支出) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業費用	6,779,714	5,449	6,785,163
第1項 医療費用	6,366,120	5,449	6,371,569

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資本的収入	63,550	4,550	68,100
第2項 企業債	60,000	3,700	63,700
第3項 投資	1,050	850	1,900

(支出) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資本的支出	709,951	3,780	713,731
第1項 建設改良費	94,644	3,780	98,424

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
経 営 コ ン サ ル テ ィ ン グ 業 務	平成26年度 ～平成27年度	22,275千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	63,700千円	証書借入

利率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

平成26年11月25日提出

橋本市長 平木 哲朗